

令和7年度 第12回 美郷町農業委員会議事録

日時：令和8年3月25日（水）

9：30～11：00

場所：美郷町役場本庁2階多目的室

農業委員 6人（欠席委員 人）

1. 山田 昇	2. 樋ヶ 隆行	3. 烏田 裕一
4. 西嶋 伸介	5. 大草 美智江	6. 新田 晋太郎

農地利用最適化推進委員 7人（欠席委員 2人）

7. 浅原 譲	8. 坪内 博	9. 梅原 富雄（欠）
10. 黒川 民次郎	11. 野田 祐司（欠）	12. 佐和 克彦
13. 梅田 信雄		

オブザーバー しまね農業振興公社 農地集積相談員 松崎寿昌

事務局 農業委員会 事務局長 吾郷真彦

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 樋ヶ隆行委員・西嶋伸介委員

第2 議事

議案第1号 農地法第3条について

議案第2号 農地法第5条について

議案第3号 非農地判断について

報告第1号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

第3 その他報告事項

会 長	それでは皆さんおはようございます。3月の農業委員会を開催いたします。大分暖かくなりまして、あちらこちらで桜が咲くという話がありますが、まだ島根県は開花宣言が出ておりませんが。600度の法則というのがあるみたいで。2月1日から積算気温が600度になれば花が咲くというような法則があるそうですが、まだ600度にならないそうですが。今日浜原の方を見たら咲いてたようですが。
5 番 委 員	浜原はいっぱい咲いていましたね。妙用寺の下のところはいっぱい。何本も咲いていました。
7 番 委 員	潮村の方は少し赤くなっていました。
会 長	潮村の方はライトアップが全部してありましたね。
7 番 委 員	まだ咲いてはなかったけど、つぼみが赤かったですね。
5 番 委 員	5、6輪咲かなければ開花宣言にならないですね。1個ではまだですね。
7 番 委 員	まだ1個も咲いていなかったような気がします。つぼみは赤みがかかっています。
会 長	桜の話は終わりにします。暖かくなれば田の方も忙しくなりますけれど、種をまく人が。4番委員の方は田に種をまかれました？
4 番 委 員	1回ほど。
会 長	今週ぐらいから種を段々まく人がおられると思いますが。まあ忙しくなりますが、先ほどもちょっと話がありましたが、田がまだ乾いていなくて、この前雨が結構降ったのかなと夜に。また水が溜まっていたから。また畔が作れないかなあと思って。天気が続いてくれないかなあと思って。段々忙しくなりますので、また体調に気をつけて皆さん頑張っていきましょう。気になる米の値段の話ですけども、新聞などでは米の値段が値下がりしているかなんかで、この前も買い物に行った時に、スーパーとかドラッグストアの方でいろいろ

	<p>ろ米の値段を見てみましたが、安いのは備蓄米が4キロで1,900円ぐらいか。2,000円を切ったぐらいの値段で売ってましたけれど。その次に安いのがカリフォルニアローズとかいう輸入米ですが、高い関税を払ってでも輸入して、2千7、8百円ぐらいだったかな。3,000円しなかったです。その次が3千円くらいだったかな。今まで3千円代はなかったと思うけど。3千7、8百円代があったと思いますが。あとコシヒカリで安いのがあったかな。きぬむすめは高かったかな、4千円代か。段々安くなってきているということで、なぜかといえば在庫が結構あるそうで。今年の在庫が残っているということは、新しい米が出来ても、去年並みには購入してくれないと思いますので、去年が1万4千円だとすれば、3割ぐらい安くなるという大方の予想ですが。そうしてみると今の鈴木農林水産大臣は、あの人の見方が正しかったのかなと思っているところなんですけども。小泉さんだったらどんどん増産増産でいったんじゃないかという気がしてたんだが。あの人は冷静で考えて、こうなることを見越していたかはわかりませんが、鈴木農林水産大臣の方が正しかったかなという気がしています。気になる値段がわかるのは8月頃ですか？</p>
農地集積相談員	<p>そうでしょう。</p>
会 長	<p>多分1万円ぐらいかな。</p>
12番委員	<p>最低価格保証というか、3年間は11,500円は維持すると。それは最低価格としていますから。</p>
会 長	<p>ということは2割かもうちょっと減額というところで収まるかもしれない。またたくさん作れば残って、さらに安くなるという。悪循環が繰り返されることがあるかもしれません。ちょっと気をつけて作った方がいいかもしれません。それに引き換え牛の方はものすごく高くなってしまっていて、8番委員さんは喜んでおられると思いますが。平均が80何万円だからね。今のうちどんどん儲けて、稼いでください。当分続らしいです。もうちょっと牛を増やせばいいと思いますが美郷町も。こればかりは体力が続かないとね。産業振興課の方でも牛を増やせるのであれば増やしてもらって、どんどん後継者を。当分値段が下がらないと思いますが、た</p>

<p>事務局</p>	<p>だ飼うのも大変だと思いますが、頑張ってください。ということで忙しくなりますが、お互い体に気をつけて頑張りましょう。この前23日に研修会がありまして、それについてはまたあとから事務局の方から説明があると思いますので。それでは議事の方に入ります。では本日の議事録署名委員さんは2番委員さんと4番委員さんをお願いします。欠席は9番委員さんと11番委員さんです。それでは議案第1号について事務局の説明をお願いします。</p> <p>皆さんおはようございます。それでは議案第1号「農地法第3条」についてです。資料は2ページ目です。今回1件の申請がありました。所在地は村之郷◎◎◎◎ほか計2筆。登記簿地目及び現況地目はともに田。面積は合計1,960㎡。譲渡人は大阪府在住の●●●●さん。譲受人は浜田市在住の○○○○さんです。こちらは譲渡人の方が遠方に住んでおられますので農地を管理できないということで、譲受人が農地を購入して農地を管理するということです。場所ですが資料3ページ、こちらは村之郷2集落の方です。資料の中央の方に黄色のしるしがしてあるところが対象農地です。現地確認ですが資料4ページ目、こちら4番委員さんと7番委員さんに現地確認をしてもらっております。説明は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは現地確認を4番委員さんをお願いします。</p>
<p>4番委員</p>	<p>7番委員さんと現地確認をして、今までも耕作しておられまして、間違いなく耕作されると思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。今までも○○○○さんが耕作されていたの？</p>
<p>4番委員</p>	<p>はい。</p>
<p>会長</p>	<p>通って耕作されているの？</p>
<p>7番委員</p>	<p>自宅にお父さんがおられます。近くにお父さんが住んでおられます。</p>
<p>会長</p>	<p>なるほど。これほどのあたりになるのかな。この赤い瓦の家が●●</p>

	●●さん？
4 番 委 員	この赤い瓦の家が●●●●さんです。
7 番 委 員	この家の方がこの田の持ち主です。その下の方に家があります。
会 長	それで○○○○さんの家は手前の方？
7 番 委 員	○○○○さんの家は橋を渡った方にあるのでは？
事 務 局	向かって農地の上の方ですね。家がありますが。
会 長	橋を渡ってすぐの家はどなたの家なの？これが○○○○さんですか。
7 番 委 員	その家の息子が○○○○さんです。
会 長	その先に▼▼▼▼さんの家があったりするんだ。なるほど。○○○ ○さんのお父さんはまだおられるんだ。わかりました。田はきれい にしてあります。皆さんから質問・意見はありますか？これは購入 ですね？質問がなければ議案第1号について採決を取りたいと思 います。議案第1号に賛成の方の挙手をお願いします。
	(出席農業委員全員挙手)
会 長	全員一致で承認されました。続きまして、議案第2号について事務 局の説明をお願いします。
事 務 局	では議案第2号「農地法第5条」についてです。資料は5ページ目 です。今回1件の申請がありました。所在地は乙原◎◎◎◎ほか計 3筆。登記簿地目及び現況地目は田が2筆、その他が1筆です。面 積について、農地面積の合計は2,313㎡ですが、対象地の面積 は479㎡です。今回の申請は一時転用で、土地の所有者は大阪府 在住の●●●●さん他計3名。譲受人の方は美郷町となっております。 こちらの一時転用の理由としましては、こちらの農地の上の方 に▼▼▼▼ため池というため池がありまして、このため池を廃止す

	<p>る工事に伴う工事用の道路を設置するというので、一時転用の申請がありました。資料を一枚開いてもらいまして6ページ目、場所ですがこちら乙原の上の方で、上の方に旧乙原保育所がありまして、そのちょっと南側に乙原簡易郵便局の近くの農地3枚です。その次のページ、資料7ページ目にこの今回の工事の図面がありまして、対象となる各農地のそれぞれ約3分の1を工事用の道路としています。資料8ページ目、現地確認を3番委員さんと11番委員さんにしてもらっておりますが、写真を見てわかるように、農地に碎石が積んであって道路がついております。これは去年の終わりに近隣住民の方に、農地の方で工事がされているという話がありまして、町の建設課の担当職員に話を聞いたところ、ため池の工事をしているが、農地の一時転用の提出をしておられなくて、今回の顛末書を提出していただきまして、今回の申請に至ったというところで、担当者とは充分話をしております。説明は以上です。</p>
会 長	<p>はい。現地確認を3番委員さんお願いします。</p>
3 番 委 員	<p>11番委員さんと現地に行きましたが、見てのとおりすでに碎石が引かれて、道路ができていました。</p>
会 長	<p>これ、役場の仕事でこういうことはいけないよね。</p>
事 務 局	<p>そういうこともありますので、顛末書付きで申請書を提出してもらいました。</p>
会 長	<p>この農地は自己保全管理なの。何か作っているの？</p>
事 務 局	<p>とくには耕作されておられません。ずっと草刈りだけはしておられます。</p>
3 番 委 員	<p>きれいにはされておりました。</p>
会 長	<p>誰が管理しているの？町外の人ばかりだけど。</p>
事 務 局	<p>ちょっとそこまではわかりませんでした。</p>

12番委員	ため池を廃止して、△△△△さんが管理していたじゃないかな。
事務局	農地の前の？
12番委員	△△△△さんが。これは田は耕作できるの？
事務局	これは数年前に静岡県熱海の方でため池の決壊事故がありまして、それ以降使わないため池は全て取り壊す事業があつて、それで近年そういった工事をしております。
12番委員	ため池で管理をしていないものはしょうがないと思うけど。
3番委員	まあ水はなくなるでしょうね。
12番委員	耕作が出来なくなるのは本末転倒で。
事務局	まあそうですが。
3番委員	だからあの辺りは最近耕作していないということでしょうね。
12番委員	まあ最近あの辺りは通らないから。
会長	耕作しておられたよね。
3番委員	以前は田をやっておられたと思いますけどね。近くで。
会長	▽▽▽▽さんは耕作していなかったかな。
12番委員	▽▽▽▽さんは沖の方でしたね。小さい川の水で賄えればいいけど。
会長	これは何年ですが？
事務局	これは来年の3月末までです。
会長	3月31日まで。この辺り米が植えてあつたと思うけどな。割とい

3 番 委 員	い田と思うけどな。
会 長	ただ田としてはしばらく耕作していないと思いますよ。何年も草刈りだけをしている感じで。
事 務 局	誰が管理しているんだろう。結構きれいにしてあるから。皆さん何か意見はありますか？このため池は大きいのかな？
会 長	そうですね。
1 2 番 委 員	沢谷の井元の方でもため池をやめたよね。
会 長	あれは田を作っていないので。
会 長	結構大きいため池なんだな。それでは意見がないようですので採決に移ります。議案第2号について承認される方の挙手をお願いします。
事 務 局	(出席農業委員全員挙手)
会 長	ありがとうございます。議案第2号も承認されました。続きまして議案第3号について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	では議案第3号「非農地判断」についてです。資料は9ページ目です。今回2件の案件があります。
会 長	まず1件目、所在地は築瀬◎◎◎◎ほか計3筆。登記簿地目及び現況地目は田が1筆、その他2筆です。面積は合計3,151㎡です。所有者は浜田市在住の●●●●さんです。続きまして2件目、所在地は高畑∴∴∴∴ほか計3筆。登記簿地目及び現況地目は田が1筆、畑が2筆です。面積は合計2,043㎡です。所有者は雲南市在住の▼▼▼▼さんです。
事 務 局	まず1件目ですが資料10ページ目、こちらまず築瀬◎◎◎◎ほか計2筆分ですが、こちらは築瀬の○○○○さんの家の近くに農地になっております。もう一筆分ですが資料11ページ目、同じく築瀬■●●■のところですが、こちらは真ん中に対象農地がありますが、その農地の上のところには築瀬の集会所があり、右手には吾郷の

	<p>公民館があるところの農地です。続いて2件目の高畑の農地ですが資料12ページ目、こちら高畑の才が原で粕淵の共栄の川に向かい側ですが、こちらに▼▼▼▼さん、こちらかつて▽▽▽▽さんから相続された農地です。</p> <p>現地確認ですが、今回3番委員さんと11番委員さんに現地確認してもらいました。まず資料13ページ目が●●●●さんの築瀬◎◎◎◎のところの農地2筆で、こちら農地にかなり木も生えていて、水管理がうまくできていないためか、農地にかなり水がズブズブした感じになっています。資料14ページ目ですが、築瀬■ ■ ■ ■で築瀬集会所の裏の農地ですが、こちらも田なんですけど、水が入ってくるのも難しいですし、しばらく耕作もされていない感じで、桜の木が植わっている感じでした。</p> <p>続きまして2件目の▼▼▼▼さんの件ですが、まず高畑・・・・・ですが、家の裏のほんのちょっとの畑がありまして、こんな感じでかなりつかわれていない感じでした。次高畑◆◆◆◆がかなり木が植わっておりまして、なかなか耕作は難しいかなという感じでした。続いて資料16ページ目、こちら高畑❖❖❖❖ですけど、こちらもなかなか農地として扱いづらいかなど。木も植わっている感じで、しばらく放っておいた感じです。説明は以上ですが、こちらの奥の方に農地があったんですけど、これは以前非農地判断が済んでいる農地が隣にありました。説明は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>現地確認について、3番委員さんお願いします。</p>
<p>3 番 委 員</p>	<p>まず●●●●さんの3枚の農地ですが、築瀬◎◎◎◎と□□□□は農地に木が生えていて、山水も入っていて池みたいになっていて、これはさすがにちょっとやそっとじゃ現状の谷はできないだろうと思いました。築瀬■ ■ ■ ■は桜の木が十何本植えておりまして、元々たなんですけど、水が入れない状況になっておりました。高畑・・・・・は写真の11番委員さんの横に木が植わっているんですけども、この辺が畑になっているんですけど、大きさも小さいところで木が何本か生えていました。◆◆◆◆も木がものすごく、❖❖❖❖ももうちょっとしたら大きな木が生えてくるだろうなという状況でした。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。皆さんの方から何かご意見がございまし</p>

	<p>たら。▽▽▽▽さんの家は空き家かな？</p>
<p>事務局</p>	<p>空き家ですね。</p>
<p>会長</p>	<p>奥さんは亡くなられたかな？</p>
<p>事務局</p>	<p>確か去年相続の手続きがありました。亡くなられてからすぐではなかったですね。</p>
<p>会長</p>	<p>そうですか。意見はありませんか。意見がなければ採決に移ります。議案第3号について承認される方の挙手をお願いします。</p>
	<p>(出席農業委員全員挙手)</p>
<p>会長</p>	<p>はい。全員挙手で議案第3号は承認されました。議案は以上ですね。続きまして報告第1号について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>では報告第1号「農用地利用集積等促進計画の公告」についてです。資料は17ページ目です。今回4件の報告案件があります。まず1件目、所在地は上川戸◎◎◎◎他計10筆。登記簿地目及び現況地目は田が5筆、畑が5筆。面積は合計11,151㎡です。貸付人の方は広島県在住の●●●●さん他計4名。借受人の方は美郷町惣森の○○○○有限会社です。令和11年3月31日までの利用権設定となっております。</p> <p>続いて18ページ目、まず上の方から。所在地は村之郷∴∴∴∴。登記簿地目及び現況地目はともに田。面積は1,495㎡。こちらは賃貸借契約ですが、貸付人は広島県在住の▼▼▼▼さん、借受人は村之郷の▽▽▽▽さん。こちらは令和13年12月31日までの利用権設定となっております。</p> <p>続いて3件目、所在地は村之郷∴∴∴∴他計3筆。登記簿地目及び現況地目はともに田。面積は合計3,700㎡。こちらも賃貸借契約で、貸付人の方は広島県在住の▲▲▲▲さん他計2名、借受人の方は村之郷在住の△△△△さんです。こちらは令和13年3月31日までの利用権設定となっております。</p> <p>続いて4件目、資料は19ページ目。こちら所在地は上川戸☒☒☒☒☒。登記簿地目及び現況地目はともに田。農地の面積は1,564</p>

	<p>m²ですが、そのうち1, 164 m²です。貸付人は大阪市在住の■■■■さん、借受人は石原在住の□□□□さんです。令和13年3月31日までの利用権設定です。こちら4件ともはしまね農業振興公社を通じての利用権設定となっております。</p> <p>続いて場所ですが資料20ページ目、まず1件目の○○○○有限会社の利用権設定についてですが、●●●●さんの件についてこちら上川戸の農地を4枚ということになっております。続いて資料21ページ目、こちらは湯抱の◆◆◆◆さんの農地の場所です。湯抱の上の方の農地となっております。続きまして22ページ目、こちらは吾郷の◇◇◇◇さんと❖❖❖❖さんの農地です。緑色が◇◇◇◇さん、青色が❖❖❖❖さんの農地となっております。</p> <p>続いて資料23ページ目、こちらは村之郷の利用権設定の地図となっております。黄色のところと赤いところが△△△△さんが利用権設定をした農地、緑色が▽▽▽▽が利用権設定をしたところです。最後資料24ページ目、こちらが上川戸の□□□□さんが利用権設定をした農地で、ちょうど石原と上川戸の境のところを対象となる農地です。説明は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい。今説明があった通りですが、村之郷について、△△△△さん▽▽▽▽について、△△△△さんは両方やっているの？</p>
<p>7 番 委 員</p>	<p>両方やっておられます。自分も耕作しているけど、▽▽▽▽の方も耕作しておられます。</p>
<p>会 長</p>	<p>えらい賃料が違いますが。</p>
<p>7 番 委 員</p>	<p>▽▽▽▽の方は貸してもらっているような感じです。個人で借りたらそんな感じです。</p>
<p>会 長</p>	<p>まあ、1筆2筆ぐらいだからな。</p>
<p>1 2 番 委 員</p>	<p>ひとつ確認ですが、□□□□さんかが借りられる■■■■さんの農地ですが、農地の一部となっておりますが、同筆人に農地で。</p>
<p>会 長</p>	<p>建物になっているからでは。農業用倉庫も一緒になっているから。</p>

12番委員	この写真で見ると別なのかなと思ひまして。資料24ページを見ると建物は別かなと思つて。
5番委員	営農組合の倉庫だと思う。左側は。
12番委員	左側はね。
会 長	あれは□□□□さんの土地だからね。
5番委員	□□□□さんの家が前あったところ。
会 長	いくら面積が違うの。
事 務 局	400㎡ですね。
12番委員	地籍調査の時に1筆にしたんじゃないだろうか。番地が一緒だから。
事 務 局	この□□□□さんの農地ですが、相続がうまくできていなくて。
会 長	□□□□さんのお祖父さんだったからな。
事 務 局	お祖父さんというか、明治生まれの方です。相続ができてなくて、共有者不明ということで、役場の前に2か月間公示しまして、所有者がおられませんかという手続きをしてからので、昨年末から何度か利用権設定の手続きをしましたが、遅れたのはそういったような理由です。結構今でも利用権設定の手続きで所有者の相続人を調べているんですが、明治生まれとかそれ以前の生まれの方とかいて、どういうことなのかなということがありました。
13番委員	そういった場合は固定資産税はどうなるの？
事 務 局	それは相続として家族の方へ。ただ登記をしていないと、その人だけでなく、2分の1を越えた人の同意がないといけないので。もめることがないように、2分の1を越える人の同意をもらうことが必要なんです。登記が明治生まれの人とすると、子供、孫ととんでも

	<p>ないこととなります。本当の土地の相続とすると、本当に相続人全員の判が必要ですよね。ただ利用権設定の場合は権利を持つ人の2分の1を越えた人でいいということとなります。</p>
<p>会 長</p>	<p>あまりないと思うけどな。◇◇◇◇さんの場合は奥さんの◇◇◇◇さんの名前になっているけど。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>ご主人が亡くなられた後に手続きをしたもので。</p>
<p>会 長</p>	<p>この前亡くなられたばかりだが。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>年末にご主人で利用権設定の手続きをしようと思っていたんですが、聞いた話によるとどうももう危ないのではないかということを知っていたので、ちょっと待っていたんです。そうしたらご主人が年明けに亡くなられたので。</p>
<p>会 長</p>	<p>相続をしているなら名義は息子じゃないかと思って。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>まだ相続は済んでいないので。亡くなられてすぐでしたので。そこで奥様と相続人であろうと思われる長男さんには承諾の判をもらいました。</p>
<p>会 長</p>	<p>これは途中で変える必要性はないの？</p>
<p>事 務 局</p>	<p>相続人が決まりましたら、役場の方から名義人の変更の届出をお願いして、それをしまね農業振興公社に送っております。</p>
<p>会 長</p>	<p>ならいいけど。他に質問はありませんか。なければ議事を終わります。</p> <p>(議事終了後、産業振興課農業振興係より「みさと農業再生プラン(ミニトマト研修制度・萩谷団地)」と、「農業振興関係補助事業」についての説明を受け、次回の総会の日程を協議して閉会した。)</p>

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会 長 山 田 昇

議事録署名者 樋ヶ隆行

議事録署名者 西嶋伸介